

各加盟団体専務理事・理事長各位
各協力団体専務理事・理事長各位

公益財団法人日本陸上競技連盟 専務理事 尾縣 貢
競技運営委員長 鈴木一弘



スタートルール改正における確認事項

～ 特にランキングポイント制度導入に関連して～

平素は日本陸上競技界の発展にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、2018 年度のシーズンも始まったところではありますが、2 月の競技運営責任者会議で行ったルール改正について不徹底なところがございましたので、下記の点について登録会員の皆様に周知徹底をお願いいたします。

オリンピック競技大会、世界選手権大会の出場条件にランキングポイント制が導入されるにあたり、ポイント適用の際はその競技会が国際ルールに則って行われていることが必要となります。

標記のスタートルール改正にあたり、国内適用（下記参照）をしている場合には、ランキングポイントが適用されなくなるので注意をお願いいたします。

なお、IAAF には競技会の全記録を提出する必要があるため、同一競技会中でグランプリの部と非グランプリ（一般参加）の部が設けられている場合で、かつ非グランプリの部でスタートルールの国内適用をしている場合は記録を分けて出すことも求められます。

I 第 162 条 5 不適切行為の明確化

第162条

5. 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図で、競技者は、一斉にそして遅れることなく完全な最終スタート姿勢をとらなければならない。競技者が位置についた後、何らかの理由でスターターが競技者のスタート手続きが整っていないと感じた場合、スタート位置を離れるよう競技者に命じ、出発係は競技者を再びスタートラインの後方3mのところに整列させなければならない。〔参照 第130条〕

競技者が下記の行為をしたと判断したなら、スターターはスタートを中止しなくてはならない。

- (a) 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図の後で、信号器発射の前に正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がったりした場合（理由の正当性は審判長によって判断される）。
- (b) 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図に従わない、あるいは遅れることなく速やかに最終の用意の位置につかなかったとスターターが判断したとき。
- (c) 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図の後、音声や動作、その他の方法で他の競技者の妨害をしたとき。

この場合、審判長は第125条5ならびに第145条2に従い不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えることができる（同じ競技会の中で2度の規則違反があった場合は失格となる）。この際、グリーンカードを示してはならない。

スタート中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは 審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員にグリーンカード（旗）を提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す。

- ① 腰、大腿、膝等が一瞬動いた動作は警告対象=イエローカードの提示対象とすることがある。
スターターの判断によってなされるものであり、必ずカードが提示されるものではない。
- ② 最終的にイエローカードを出すか出さないかはスターターの意見を聞いた上で審判長が判断する。
特段配慮すべき状況ではない場合はイエローカードの提示が妥当な判断となる。しかし周囲の環境状況が悪い、競技者が中高生等の初心者である、腕力がなくて体をきちんと支えられない等、考慮すべき状況の場合は、スターターの判断で、注意にとどめイエローカードを提示しないことができる。
この場合には従来通り、出発係がスターターの判断した事項を競技者に伝えグリーンカードを提示してスタートをやり直す。

- ③ 上記の様に、スタートーの判断で、スタートをやり直した方が良いと判断した場合で、競技者に原因がない信号器や写真判定装置の不具合等も含めて、すべてグリーンカードを提示することが必要である。
- ④ スタートーの判断により、出発係が用いるカードは、「緑」「黄/黒」「赤/黒」の3種類である。
- ⑤ スタートーの意見を元に審判長(スタート/トラック競技)が用いるカードは「黄」「赤」である。

II 第162条5 の国内適用

第162条5

〔国内〕本連盟主催・共催大会以外の競技会では、主催者が本条項（第162条5）を適用するか否かを決めることができる。

本条項を適用しない場合、当該競技会でのスタート時の不適切行為の取扱方法を競技注意事項等に明記する。この場合、主催者は(a)(b)(c)の不適切行為を注意にとどめることも、警告対象として2枚のイエローカードの提示を受けた競技者について当該種目のみを失格とし、それ以後のすべての種目から除外しないとすることができる。

- ① 国内適用で競技を行う場合は、大会要項あるいは競技注意事項に明記する。
それ以外は基本的に国際ルール適用と同様
- ② 警告時の所作：審判長がイエローカードを提示
→各審判長・記録情報処理等へ速やかに連絡→以降のスタートリスト/リザルトに「YC」表示
- ③ 失格時の所作：審判長がイエローカードを提示し、次いでレッドカードを提示
→「イエローカード」2枚で「失格」→スタートリスト/リザルトに「YRC」と表示
これ以後の出場種目のスタートリスト/リザルトにも「YRC」が表示される。

※国内適用では当該種目のみ失格扱い。

国際ルール適用では →「除外」その競技会の以後の競技に出場できない。

本規則はスタートに関する条項の部分に書かれているが、本来はスタート以外にも関係する審判長判断による警告・除外に関するものであることに注意しなければならない。従ってトラック競技以外でも助力違反や競技者に相応しくない行為によって注意を受け、イエローカード累積によって失格となることが想定される。この場合は当該種目のみ失格となる。その後、カードの累積はリセットさせるべきではなく3回目のイエローカードを受けた場合でも、その種目が失格となる。

III 第162条6 不正スタートの定義の明確化

不正スタートの定義も誤解があったので、下記の〔注釈〕を追記した。

第162条6 不正スタート

〔注釈〕Setの後、最終のスタートの姿勢になってから号砲までの間に次の動きを確認した場合、不正スタートとする。

- i) 静止することなく、動いたままスタートした場合。
- ii) 手が地面から、あるいは足がスタートティング・ブロックのフットプレートから離れた場合。

これは、号砲前に体が動き出し、そのまま止まることなくスタート動作に移行してしまった場合、号砲の瞬間まで手がグラウンドに足がスタートティング・ブロックのフットプレートに触れていれば不正ではないという誤った解釈をしていたケースがあったことからの追記である。

「号砲前に体が動き出し、そのまま止まることなくスタート動作に移行」は即ち号砲よりも早く反応して動作しているということであるので不正スタートということである。

→ 出発係が「赤黒カード」を提示=その種目が不正スタートによる失格(DQ)以後の競技は出場可能

以上